清須市

春日新橋西土地区画整理事業
町名地番の変更に伴う住所変更等のお知らせ

春日新橋西土地区画整理事業の換地処分公告がなされたことにより、事業地区内の町名地番（住所や事業所の所在地の表示方法）が、**令和7年2月15日（土）**から変更されていますので、必要となる手続についてお知らせします。

≪町名地番の変更区域≫

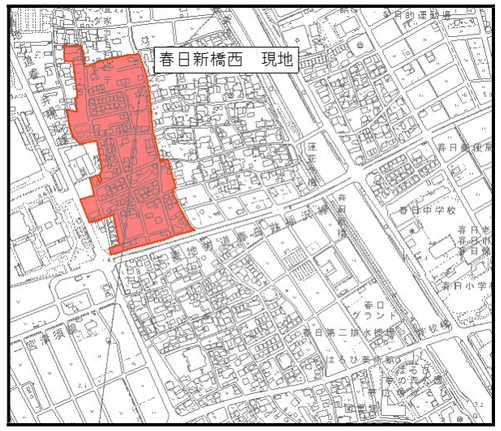

変更区域拡大図

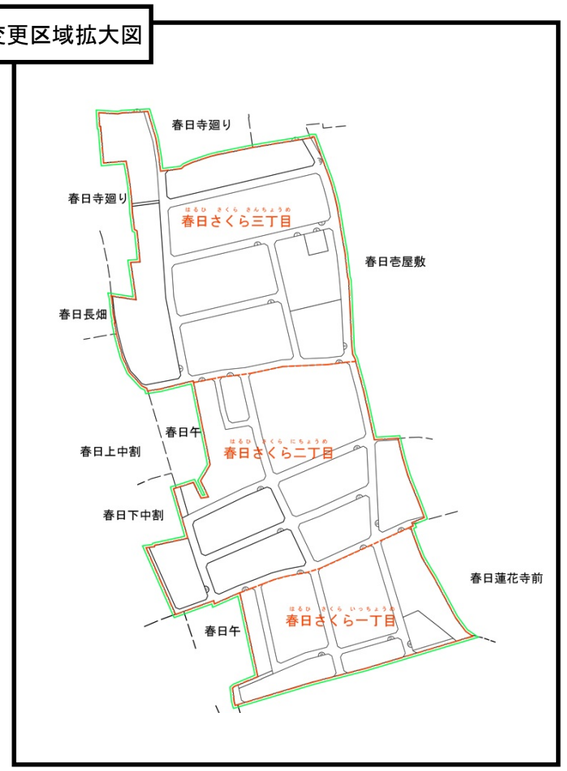

変更前	変更後
春日午の一部、春日野方の一部	清須市春日さくら一丁目▲番地■
春日午の一部、春日新堀北の一部、春日壱屋敷の一部、春日下中割の一部	清須市春日さくら二丁目▲番地■
春日寺廻りの一部、春日午の一部、春日壱屋敷の一部	清須市春日さくら三丁目▲番地■

≪変更の内容≫

※　土地を表記する場合「▲番地■」の「地」は不要（▲番■）です。

問い合わせ先　清須市役所　TEL:052-400-2911（代）
住所変更に関して→市　民　課
区画整理に関して→都市計画課

よくあるご質問　（問い合わせ先　清須市役所都市計画課）

Q１．どうして変更になったの？

Ａ１．今回の変更は土地区画整理事業によるものです。区画整理が行われると新しく道路が造られ、今まで入りくんでいた町字界は道路に沿ったまっすぐな線へと変わり、町名も新たに設定されるためです。

Q２．どうしてこの町名（春日さくら）になったの？

Ａ２．五条川の桜並木が地域のシンボルとして馴染み深いことから、新しいまちにふさわしい名称として決まりました。

Q３．私には関係あるの？

Ａ３．今回の変更は土地区画整理事業地区内だけが該当しますので、該当地区内にお住まいの方や事業所を設置している方は、住所や事業所の所在地の表示方法が変わっています。
必要な手続については❷ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

Q４．郵便番号は変わるの？

Ａ４．郵便番号につきましては、日本郵便株式会社のホームページをご確認ください。また、郵便局からは新しい住所（所在地）を関係者へお知らせするための「住所（所在地）変更のお知らせ用ハガキ」が配布されています。

Q５．住所変更手続は❷ﾍﾟｰｼﾞに記載されているもの以外に、どんなものがあるの？

Ａ５．その他の手続として、預（貯）金通帳・有価証券・健康保険等が挙げられます。手続の要否・方法等の詳細は各担当機関へお問い合わせください。なお、NTT（固定電話）・中部電力・東邦ガス・上下水道・郵便局・NHK については手続の必要はありません。

Q６．住所変更手続にお金はかかるの？

Ａ６．町名地番の変更による住所変更手続には基本的に費用は発生しませんが、詳細は各担当機関へお問い合わせください。

Q７．土・日曜日等休みの日でも住所変更手続はできるの？

Ａ７．市役所などの官公署では、土・日曜日、祝日の住所変更手続は行っていません。詳細（❷ﾍﾟｰｼﾞ参照）は各担当機関へお問い合わせください。

Q８．土地・建物登記簿の所有者等の住所変更手続（法務局への手続）は自分でやらないといけないの？　区画整理事業では書き換えてくれないの？

Ａ８．区画整理事業により書き換えられるのは、登記簿のうち土地・建物の詳細が書かれた【表題部】のみですので、【権利部】に記載されている所有者の住所等についてはご自身で変更手続を行っていただく必要があります（❷ﾍﾟｰｼﾞ参照）。そのままにしておくと、売買などで所有権等を変更する際に登記簿記載の住所と現住所とが一致せず、当該登記は受理されませんので、お早めの手続をお勧めします。

Q９．法務局への手続は難しそうだけど、自分でできるの？

Ａ９．必要なものは①登記申請書②印鑑③住所変更証明書のみです（❷ﾍﾟｰｼﾞ参照）。個人でも十分手続可能です。

清須市からのお願い　（問い合わせ先　清須市役所都市計画課）

関係する皆様へ周知するため、土地の所有者と使用者（居住者は除く）が異なる場合は、所有者の方から使用者の方へお知らせいただくようお願いいたします。皆様には住所変更手続等ご面倒をおかけすることになりますが、事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。